

令和2年5月27日

教員各位

理事（教育・国際戦略担当）

阿部 浩 二

感染拡大の予防と研究活動の両立に向けた  
ガイドラインについて

昨日全学に「登学を伴う研究指導の再開における留意点について」を送信いたしました。研究室での活動について、ご質問等をいただきました。

文部科学省からの通知「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた大学等における教育研究活動の実施に際しての留意事項等について」の中に標記のガイドラインが添付されております。

このガイドラインは、教職員や学生等が感染拡大の予防に努めつつ研究活動を実施するにあたっての留意点・工夫例等についてとりまとめられております。

是非、ご一読くださるようお願いいたします。

[https://www.mext.go.jp/content/20200518-mxt\\_kouhou01-000004520\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200518-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf)

<ガイドラインからの抜粋>

2. 研究活動の再開について

所在地の都道府県（特定警戒都道府県以外等）から、施設の使用制限等の要請の解除や緩和、業務再開に向けた考え方等が示された場合は、各機関において、以下の留意点・工夫例等を参考に感染拡大の予防に最大限配慮しつつ、研究活動の再開・推進をお願いします。また、日常的な感染対策として、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」で示された「感染拡大を予防する新しい生活様式」も参照してください。

(1) 研究室・執務室等での活動（学生等の研究室活動を含む）について

- 一般的な感染予防策（接触・飛沫感染防止策）を徹底する。
  - ・ 会議はオンラインで実施（対面の場合は換気とマスク）
  - ・ 十分な対人距離の確保
  - ・ 水と石けんによる手洗いの徹底
  - ・ 入口及び施設内の手指の消毒設備の設置

- ・マスクの着用（教職員、学生等及び入場者に対する周知）
- ・施設の換気（実験等の性質も考慮しつつ、換気設備を適切に運転する、2つの窓を同時に開けるなど）
- ・施設（ドアノブ・エレベータボタン等）の消毒
- ・症状（発熱や風邪症状等）のある方の入場制限（検温の積極的实施、体調不良時の出勤回避、個人情報取扱に十分注意しながら入場者等の名簿を適正に管理）等

（2）実験施設・設備の利用について

オンラインを活用した研究活動、打合せ等を最大限実施しつつ、実験施設・設備を利用する場合は、以下の感染予防策を実施してください。

- 実験施設・設備の利用は最低限に留め、データ解析等は在宅で行う。
- 「三つの密」を避けるための運転計画、施設利用スケジュールを構築する。（施設内の密を避けつつ、短時間の実験を継続する等）
- 研究設備や備品について、端末操作画面やスイッチ、ドアノブやトイレなど複数の人の手が触れる場所を必要に応じて消毒する。また、実験等の性質も考慮しつつ、ドアを常時開放するなど、人の手が触れる場所を少なくする。
- 安全管理等の理由により、複数の人が同時に操作を行う必要がある研究施設や設備等においては、マスクの着用、フェイスシールドの着用、またはアクリル板・透明ビニールカーテン等による遮蔽等の措置を行う。
- 単独で長時間の実験・施設利用を行う場合は、利用開始・終了の声掛けや記録、事故時の連絡手段の再確認など、万が一の事故に備えた安全対策を講じる。